

保育課

保育園保育料見直しの基本的な考え方について

幼児教育・保育の無償化など、保育園保育料を取り巻く環境が変化しています。3歳未満の保育料については、平成30年4月の改定から3年が経過することから、社会経済状況や受益者負担の観点を踏まえ、見直しを行います。

1 保育料見直しの基本的な考え方について

(1) 基本保育料について

基本保育料については、児童福祉法において保護者の負担能力に応じて徴収するという応能負担の原則がとられています。

国が定める徴収基準額は、3歳未満の場合は、第8階層（保育料が最も高い階層）に区分され、上限額は月額104,000円となっています。

[見直しの考え方]

- ① 現行の保育料の上限額（83,200円）を、国が定める徴収基準額との乖離を縮小するため5%程度引き上げます。
- ② 保育料の算定を行う区民税所得割額の幅が階層ごとに異なるとともに、最高階層に該当する世帯が最も多くなっていることから、階層区分の見直しを行います。
- ③ 各階層の保育料について、公定価格の動向に留意し、世帯収入による保育料負担に配慮して決定します。

(2) 延長保育料について

延長保育は、通常の保育時間を超える特別の保育サービスとして、基本保育料とは別に料金を定めるものです。

区の延長保育は、利用時間に応じて負担していただくこととしており、1時間目（19:15まで）は0円から400円となっており、2時間目（20:15まで）は200円から600円となっています。

[見直しの考え方]

- ① 夕食については、19時15分以降の延長保育を予約した児童に提供することとしていますが、当日の状況により、早めのお迎えができる場合もあることから、現在設定していない夕食代を定めることについて検討します。

② 19時15分までの延長保育料と19時15分以降の延長保育料について同一料金とすることも含め、見直しを行います。

(3) 区立保育園で実施している一時保育料について

区立保育園における一時保育について、公の施設の使用料として位置づけ、1日3,000円（5時間までは、1,500円）としています。

[見直しの考え方]

① 利用料金については、一時保育にかかる経費を踏まえ、子育てひろば あっぴいなど保育園以外で行っている一時保育（一時預かり）料金との比較を行いながら見直しを行います。

2 保育園保育料の改定の経緯

(1) 平成27年4月の改定

区では、平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の開始にあわせて、平成10年度以来、17年ぶりに保育園保育料を改定しました。

国徴収金基準額の上限額である104,000円（3歳未満児）を踏まえ、保育料の上限額を57,500円から30%引き上げて74,700円（3歳未満児）とするとともに、最高階層の上位階層として新たに4つの階層を設け、1階層ごとに4,300円を増額することとしました。

また、少子化対策や第2子以降についても子育てしやすい環境の整備を図る観点から、保育園や幼稚園などに在園する兄や姉がいる子どもの保育料を23区で初めて無料としました。

(2) 平成30年4月の改定

保育料については、国徴収金基準額との乖離を縮小するため、保育料の上限額を現行の74,700円から国徴収基準額の80%となる83,200円（3歳児未満）に引き上げ、上位階層を新たに2階層新設しました。

保育園の運営経費の基準となる公定価格が3%上昇していることから、各階層の保育料を3%程度引き上げました。

(3) 令和元年10月の改定

幼児教育・保育の無償化の開始に合わせて、3歳児クラス以上の子どもの保育園保育料（2号認定）及び認定こども園保育料（1号認定・2号認定）の基本保育料を無料としました。

また、3歳児クラス以上の子どもの給食費については、在宅子育て家庭との負担の公平性や区の食事の提供に対する施策との整合を図るため、月額5,000円を徴収することとしました。

(4) 令和2年4月の改定

多子世帯の経済的な負担を軽減することで、子育てしやすい環境を整備し、区における少子化対策を一層推進するため、最年長の子どもを第1子とし、第2子以降無料となる対象を拡大しました。

3 今後のスケジュール

令和2年11月	下旬	令和2年第4回港区議会定例会（条例改正）
令和3年	4月 1日	保育料の改定

<参考> 国徴収金基準額
(現行)

区 分		徴収金（保育料）基準額				
階層	定 義	3歳未満児		3歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
第2階層	区民税非課税世帯	9,000	9,000	6,000	6,000	
第3階層	区民税所得割課税額	48,600円未満	19,500	19,300	16,500	16,300
第4階層		97,000円未満	30,000	29,600	27,000	26,600
第5階層		169,000円未満	44,500	43,900	41,500	40,900
第6階層		301,000円未満	61,000	60,100	58,000	57,100
第7階層		397,000円未満	80,000	78,800	77,000	75,800
第8階層		397,000円以上	104,000	102,400	101,000	99,400

令和2年度保育料（利用者負担額）

（単位：円）

区市町村民税等の状況	階層	保育料（月額）				延長保育料 （一時間単位）		
		保育標準時間		保育短時間		～19:15	19:15～	
		0～2歳児 クラス	3～5歳児 クラス	0～2歳児 クラス	3～5歳児 クラス			
生活保護世帯等	A	0	0	0	0	0	200	
区市町村民税非課税世帯	B	0	0	0	0			
区市町村民税均等割のみ	C1	1,900	0	1,800	0			
区市町村民税所得割課税額※	1円以上 5千円未満	C2	2,400	0	2,300	0		
	5千円以上 5万円未満	C3	3,100	0	3,000	0		
	5万円以上 6万円未満	D1	6,900	0	6,700	0	200	400
	6万円以上 7万円未満	D2	8,500	0	8,300	0		
	7万円以上 8万6千円未満	D3	9,600	0	9,400	0		
	8万6千円以上 12万3千円未満	D4	14,000	0	13,700	0		
	12万3千円以上 16万円未満	D5	18,300	0	17,900	0		
	16万円以上 18万円未満	D6	22,100	0	21,700	0		
	18万円以上 20万円未満	D7	24,300	0	23,800	0		
	20万円以上 22万円未満	D8	26,200	0	25,700	0	400	600
	22万円以上 24万円未満	D9	28,300	0	27,800	0		
	24万円以上 26万円未満	D10	30,000	0	29,400	0		
	26万円以上 27万円未満	D11	31,900	0	31,300	0		
	27万円以上 28万円未満	D12	33,400	0	32,800	0		
	28万円以上 29万円未満	D13	35,200	0	34,600	0		
	29万円以上 30万円未満	D14	36,700	0	36,000	0		
	30万円以上 31万円未満	D15	38,300	0	37,600	0		
	31万円以上 32万円未満	D16	39,600	0	38,900	0		
	32万円以上 33万円未満	D17	41,200	0	40,400	0		
	33万円以上 37万円未満	D18	44,700	0	43,900	0		
	37万円以上 41万円未満	D19	50,300	0	49,400	0		
	41万円以上 45万円未満	D20	55,300	0	54,300	0		
	45万円以上 49万円未満	D21	59,200	0	58,100	0		
	49万円以上 56万円未満	D22	63,500	0	62,400	0		
	56万円以上 63万円未満	D23	67,800	0	66,600	0		
	63万円以上 70万円未満	D24	72,100	0	70,800	0		
	70万円以上 80万円未満	D25	76,400	0	75,100	0		
80万円以上 90万円未満	D26	79,800	0	78,400	0			
90万円以上	D27	83,200	0	81,700	0			

- ※ 保育標準時間と保育短時間の保育料は、認定を受けた保育の必要量に応じて適用します。
- ※ 私立保育園、地域型保育事業の延長保育料及び延長保育時間は上記と異なる場合があります。各保育園にお問い合わせください。
- ※ 港区保育室の保育料は、3～5歳児クラスは37,000円、A、B階層の0～2歳児クラスは42,000円で決定されますが、施設等利用給付の施設による法定代理受領により無償化されるため、保育料の徴収はありません。

令和2年度給食費（3～5歳児クラス）

階層区分	給食費（月額）
A階層、B階層、C階層及びD1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。）に属する世帯	0円
D1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。）からD27階層までの階層に属する世帯	5,000円

認可保育園等在園児の改定後の保育料の階層分布について

(令和2年4月現在)

区 分	階層	階層別人数（全年齢）				階層別人数（0～2歳児クラス）				階層別人数（3～5歳児クラス）				
		（全体）	第2子以降の 対象者数（人） A	保育料徴収対象者数（人）		（全体）	第2子以降の 対象者数（人） A	保育料徴収対象者数（人）		（全体）	第2子以降の 対象者数（人） A	保育料徴収対象者数（人）		
				B	構成比（%）			B	構成比（%）			B	構成比（%）	
生活保護世帯等	A	15	11	4	0.09%	2	2	0	0.00%	13	9	4	0.16%	
区民税非課税世帯	B	245	91	154	3.48%	95	41	54	2.87%	150	50	100	3.94%	
区民税均等割のみ	C 1	43	22	21	0.48%	20	10	10	0.53%	23	12	11	0.43%	
区 民 税 所 得 割 課 税 額	5,000円未満	C 2	16	7	9	0.20%	9	3	6	0.32%	7	4	3	0.12%
	5千円以上5万円未満	C 3	170	59	111	2.51%	72	32	40	2.12%	98	27	71	2.80%
	5万円以上6万円未満	D 1	65	25	40	0.91%	24	11	13	0.69%	41	14	27	1.06%
	6万円以上7万円未満	D 2	75	23	52	1.18%	36	12	24	1.27%	39	11	28	1.10%
	7万円以上8万6千円未満	D 3	121	40	81	1.83%	60	25	35	1.86%	61	15	46	1.81%
	8万6千円以上12万3千円未満	D 4	293	89	204	4.62%	147	59	88	4.67%	146	30	116	4.57%
	12万3千円以上16万円未満	D 5	310	110	200	4.53%	159	68	91	4.83%	151	42	109	4.30%
	16万円以上18万円未満	D 6	197	59	138	3.12%	99	32	67	3.56%	98	27	71	2.80%
	18万円以上20万円未満	D 7	186	60	126	2.85%	96	41	55	2.92%	90	19	71	2.80%
	20万円以上22万円未満	D 8	210	62	148	3.35%	116	46	70	3.72%	94	16	78	3.08%
	22万円以上24万円未満	D 9	173	70	103	2.33%	106	46	60	3.19%	67	24	43	1.70%
	24万円以上26万円未満	D 10	211	63	148	3.35%	120	44	76	4.04%	91	19	72	2.84%
	26万円以上27万円未満	D 11	113	40	73	1.65%	58	25	33	1.75%	55	15	40	1.58%
	27万円以上28万円未満	D 12	120	39	81	1.83%	68	23	45	2.39%	52	16	36	1.42%
	28万円以上29万円未満	D 13	84	23	61	1.38%	42	15	27	1.43%	42	8	34	1.34%
	29万円以上30万円未満	D 14	82	28	54	1.22%	44	17	27	1.43%	38	11	27	1.06%
	30万円以上31万円未満	D 15	102	32	70	1.58%	50	18	32	1.70%	52	14	38	1.50%
	31万円以上32万円未満	D 16	91	27	64	1.45%	46	15	31	1.65%	45	12	33	1.30%
	32万円以上33万円未満	D 17	92	35	57	1.29%	45	23	22	1.17%	47	12	35	1.38%
	33万円以上37万円未満	D 18	377	137	240	5.43%	192	88	104	5.52%	185	49	136	5.36%
	37万円以上41万円未満	D 19	327	103	224	5.07%	145	57	88	4.67%	182	46	136	5.36%
	41万円以上45万円未満	D 20	322	115	207	4.68%	153	68	85	4.51%	169	47	122	4.81%
	45万円以上49万円未満	D 21	221	79	142	3.21%	110	40	70	3.72%	111	39	72	2.84%
	49万円以上56万円未満	D 22	405	139	266	6.02%	184	79	105	5.58%	221	60	161	6.35%
	56万円以上63万円未満	D 23	332	117	215	4.87%	149	68	81	4.30%	183	49	134	5.28%
	63万円以上70万円未満	D 24	251	81	170	3.85%	115	46	69	3.66%	136	35	101	3.98%
	70万円以上80万円未満	D 25	300	115	185	4.19%	142	67	75	3.98%	158	48	110	4.34%
80万円以上90万円未満	D 26	277	109	168	3.80%	131	63	68	3.61%	146	46	100	3.94%	
90万円以上	D 27	1,073	470	603	13.65%	505	273	232	12.32%	568	197	371	14.63%	
合 計		6,899	2,480	4,419	100.00%	3,340	1,457	1,883	100.00%	3,559	1,023	2,536	100.00%	

※認可保育園、認定こども園、港区保育室における保育認定児童の分布